

(別紙)

令和7年度都立水元特別支援学校教職員倫理要綱に基づく行動指針

児童・生徒に対する教育的支援は、校長の学校経営計画を具現化し、児童・生徒のもてる力を最大限伸ばすために、絶えず点検するように努めます。

1 人権の尊重と対等な立場での教育的支援

- (1) 年齢にふさわしい敬称、接し方で指導、支援をします。
- (2) 児童・生徒が理解しやすい言葉、表現等を使います。
- (3) 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言、行為をしません。
- (4) 体罰や肉体的苦痛を与えることはしません。
- (5) 威圧的・強圧的な指導、言葉掛け等、精神的な苦痛を与えることはしません。
- (6) 障害の呼称・状態等を表す用語を児童・生徒の前で差別的に使ったり、児童・生徒の言動や動作等の真似したりする等、興味本位で接することはしません。
- (7) 食事を抜く、トイレに行かせない等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (8) 性的に不快にさせる行為や、そのおそれがある行為はしません。
- (9) 危険回避のための行動制限は、本人・保護者に明確な説明を行います。
- (10) 保護者等第三者に説明できる教育的支援を常に意識をして実践を行います。

2 児童・生徒の個性と主体性の尊重

- (1) 本人・保護者と相談の上、個別指導計画、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、その計画を基に指導、支援を行います。
- (2) 児童・生徒の特性や、得手不得手、それまでの生活習慣を尊重した指導、支援を行います。
- (3) 自己選択、自己決定をする機会をできるだけ設け、意欲的に活動できるように努めます。
- (4) 学校外での体験、活動の機会を計画的、段階的に設けるように努めます。

3 プライバシーの保護

- (1) 職務上知り得た児童・生徒の個人情報には他に漏らしません。
- (2) 学校以外の場所に写真や名前、作品等を掲示・展示する場合は本人・保護者の了解をとります。
- (3) 所持品の確認をする際は本人・保護者の了解をとります。
- (4) 本人・保護者の了解のもと、他の関係機関から情報を得るように努めます。
- (5) 放課後等デイサービスへの情報提供は原則保護者からのみとし、真に必要な場合に学校から情報提供を行うときは保護者の了解をとります。

4 虐待に対する通報

教職員は、児童・生徒が精神的・肉体的な虐待状態におかれていることが明確になったときは、関係法令等に従い、速やかに関係機関に通報します。